

北海道告示第10324-16号

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
 また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成29年4月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|---|--|---|---|--|--|------------------|----|
| <p>1 地域食品加工技術センター運営事業 オホーツク圏及び十勝圏の食品加工技術力の高度化を促進し、本道食品工業の発展を図るため、道立地域食品加工技術センターにおいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人オホーツク地域振興機構 公益財団法人とかち財団</p> | <p>公益財団法人オホーツク地域振興機構及び公益財団法人とかち財団が道立地域食品加工技術センターにおいて行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 試験研究事業 (2) 技術指導事業 (3) 技術交流事業 (4) 情報提供事業 (5) 人材養成事業</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月10日 提出先 経済部 食関連産業室</p> | | |
| <p>2 貿易物産振興事業 道産品の販路拡大に係る各施策を効果・効率的に展開するため、(一社)北海道貿易物産振興会が実施する公益事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道貿易物産振興会</p> | <p>一般社団法人北海道貿易物産振興会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、職員人件費及び知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 商品流通拡大指導事業 ア 商品の分量、価格、包装などの改善事項についての指導に要する経費 イ 商品の取引促進に向けた指導に要する経費 ウ 商品開発や販路拡大にとって有益な情報を提供するセミナーの開催に要する経費 (2) 道産品取引マッチング促進事業</p> | <p>(1) 2分の1以内 (2) 4分の1以内 (3) 4分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月20日 提出先 経済部 食関連産業室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|----------------|---|--|--|--|--|
| | | <p>ア ウェブサイトによる道産品情報の発信に要する経費</p> <p>イ 道内及び道外での取引商談会の開催に要する経費</p> <p>(3) 主催物産展集客・信頼向上事業</p> <p>ア 道外百貨店での物産展開催に要する経費</p> <p>イ 消費者の信頼を高めるための物産展会場視察点検に要する経費</p> | | | | | | |
| <p>3 地域食マーケティング人材育成事業研修補助金</p> <p>それぞれの地域における食と観光の連携などの視点を取り入れて、地域特有の資源を有効活用した自社商品の商品力向上に取り組むことのできる人材を育成するために北海道が実施する地域食マーケティング人材育成事業の道外研修受講者に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>道外研修を受講する道内に居住する者。ただし研修の受講に対し、他の国又は道の補助金等の交付の対象となる場合を除くほか、補助対象者は原則として以下の条件を満たす事業所に属する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険適用事業所であること。 ・厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年以内又は、支給申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業所でないこと。 ・労働保険料を滞納している事業所でないこと。 ・支給申請日の前日から過去 | <p>道外研修を受講するに当たって要する経費。ただし、研修受講料分を除く。</p> | <p>10分の8以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 食関連産業室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|--|---|--|---|---|--|--|
| | 1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業所であること。 | | | | | | | |
| 4 観光プロモーション推進事業 北海道の観光振興を図り、また、本道における観光事業の指導的団体として、より健全な発展と振興を図るため、公益社団法人北海道観光振興機構が実施する事業及び管理運営に対し、予算の範囲内で補助する。 | 公益社団法人北海道観光振興機構 | 公益社団法人北海道観光振興機構が行う事業（公益社団法人北海道観光振興機構が道内各観光団体等に対し助成をする場合における助成費を含む。）のうち、次の事業に要する経費及び管理運営に関する経費のうち、報償費、旅費、需用費（団体連携強化対策事業以外の会食経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金及び補助金、人件費（給与、諸手当、福利厚生費）、その他知事が特に必要と認める経費 1 宣伝誘致事業 （1）宣伝事業 （2）観光PR催事事業 2 受入体制整備事業 （1）ホスピタリティ推進事業 （2）地域観光振興事業 3 全国広域観光推進事業 4 団体連携強化対策事業 5 推進事業費 （1）人件費 （2）事務費（ただし、食糧費を除く。） | 1 （1）2分の1以内 （2）2分の1以内 2 （1）2分の1以内 （2）2分の1以内 3 10分の10以内 4 2分の1以内 5 （1）2分の1以内 （2）定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月11日 提出先 経済部観光局 | | |
| 5 北海道中小企業団体中央会指導事業 中小企業の組織化並びに中小企業団体の育成及び指導を行うため、当該指導機関である北海道中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に対して、予算の範囲内で補助する。 | 北海道中小企業団体中央会 | 次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの （1）指導員及び職員の設置費 （2）一般振興事業 ア 組織化対策事業 イ 人材育成事業 （3）中小企業連携組織対策事業 ア 中央会指導員等研究会開催事業 イ 事務費 ウ 地域産業実態調査事業 エ 組合等への情報提供事業 | （1）10分の10以内 （2）2分の1以内 （3）ア、イ、ウ、エ 10分の10以内 （3）オ、カ 3分の2以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年5月16日 提出先 経済部地域経済局中小企業課 | | |

| | | | | | | | | | |
|--|------------------------------|---|-----------|---|---|---|--|--|--|
| | | <p>オ 中小企業連携組織等支援事業 カ 組合青年部活動促進事業</p> <p>※(3)エの組合等とは次に掲げるものとする。 (1) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定されている中小企業団体 (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定されている法人 (3) その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であるもの (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立された一般社団法人及び一般財団法人 (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づいて設立された公益社団法人及び公益財団法人 (6) 知事が別途定める団体</p> | | | | | | | |
| <p>6 設備導入資金貸付事業事務費事業 小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>設備資金貸付事業に係る貸付債権の回収・管理に要する経費で知事が必要かつ適当と認めるもの(事務費に限る。)</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 告示の日から2週間以内 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p> | | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|---|--|---|--|--------------------------|--|
| <p>7 市場取引安定機能強化促進対策事業 道内卸売市場の機能強化に関する取組及び卸売市場の人材育成を行うことにより、卸売市場機能の維持・強化を図り、道民生活の安定に寄与する生鮮食料品等の円滑な流通を促進するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道市場協会</p> | <p>一般社団法人北海道市場協会が行う市場取引安定機能強化促進対策事業に要する経費</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月14日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p> | | |
| <p>8 商店街振興対策事業 商店街の活性化を図り、魅力ある商店街づくりを促進するため、北海道商店街振興組合連合会が行う商店街専任職員の設置事業、商店街活性化のための指導事業等に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道商店街振興組合連合会</p> | <p>北海道商店街振興組合連合会が行う商店街振興対策事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 北海道商店街振興組合連合会の役職員設置に要する経費のうち、次に掲げるもの ア 専任職員設置費 イ 指導事業費 （ア）指導事業費 （イ）活性化研修会開催費 （ウ）活性化推進調査・研究事業費 （エ）組織強化推進事業費 (2) 各市商店街振興組合連合会の指導事業費に要する経費 なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。 ア 食糧費（会議用茶菓を除く。） イ 交際費 ウ 工事請負費（イベント時の仮設工事など簡易なものを除く。） エ 不動産の取得に要する経費</p> | <p>(1) ア 定額 (1) イ 10分の10以内 (2) 10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月14日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p> | | |
| <p>9 空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出加速事業費補助金</p> | <p>(1)市町村 (2)商工団体等 (3)民間事業者 (4)商工団体等</p> | <p>次の事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの</p> | <p>(1) 2分の1以内（50万円以内） (2) 2分の1以内（100万円以内）</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|---|---------------------------------|--|--------------------------------|--|---|---|--|--|
| <p>本道における地域商業活性化の促進を図ることを目的に空き店舗を活用したコミュニティビジネス創出の取組に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。</p> | <p>商業者、住民福祉団体、市町村等で構成する任意組織</p> | <p>(1)コミュニティビジネス創出検討事業 (2)コミュニティ拠点整備事業</p> | | <p>経済第23号様式別に指示する様式</p> | <p>別に指示する様式</p> | <p>総合振興局又は振興局</p> | | |
| <p>10 北海道中小企業総合支援センター事業 中小企業の経営資源の確保及び新事業の創出を促進するため、中小企業支援の中核的支援機関である公益財団法人北海道中小企業総合支援センターに対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 中小企業経営資源強化対策事業 ア 総合コーディネート事業費 (ア) 総合相談窓口開設 (イ) 専門家派遣事業 (ウ) コーディネート環境整備 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、負担金 イ 取引拡大支援事業費 (ア) ビジネスマッチング支援事業 (イ) 受発注拡大支援事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料 ウ 事業円滑化支援費 (ア) 債権管理回収事業 (イ) 円滑化事業 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、資料購入費)、役務費(通信運搬費、手数料)、使用料及び賃借料、印紙代 (2) 運営事業 ア 人件費(時間外手当、企</p> | <p>(1) 10分の10以内 (2) 定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--|----------------------------|--|---|---|--|--|
| | | 業年金及び生命共済に係る経費を除く。)イ 事業管理費(需用費、負担金、利子等のうち共通管理費と認められる経費に限る。) | | | | | | |
| 11 北海道商工会連合会指導事業 商工会の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。 | 北海道商工会連合会 | 商工会指導事業及び経営改善普及事業、一般振興事業に要する経費のうち、別記1に掲げるもの | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年5月19日 提出先 経済部地域経済局中小企業課 | | |
| 12 商工会議所指導事業 商工会議所の健全な運営を確保し、併せて小規模事業者の経営又は技術の改善発達のための事業の円滑な推進を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与するため、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道商工会議所連合会 | 商工会議所指導事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 人件費 (2) 事業費(茶菓以外の食料費、交際費は除く。) | (1) 10分の10以内 (2) 2分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年5月19日 提出先 経済部地域経済局中小企業課 | | |
| 13 中小企業競争力強化促進事業費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則(平成20年北海道規則第66号)第21条に規定する事業の遂行を図るため、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター | 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが中小企業競争力強化促進事業を行う中小企業者等に対し、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費 | 10分の10以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月21日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |

| | | | | | | | | |
|--|------------------------------|--|-----------------|--|---|---|--|--|
| <p>14 中小企業競争力強化促進費 北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の円滑な実施により、道内中小企業の競争力強化を図り、もって北海道経済の活性化及び雇用機会の創出に資するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第21条に規定する指定事業の実施のために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>委員報酬、旅費、印刷製本費、消耗品費、手数料、通信運搬費、アンケート調査費、会場借上費、車両借上費、事務機器借上費、複写機使用料、その他知事が必要と認める経費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月21日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |
| <p>15 機械工業振興事業 北海道の機械工業及び関連産業の振興を図るため、一般社団法人北海道機械工業会が行う本道機械工業の販路拡大、技術力の向上及び人材の育成確保に係る事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道機械工業会</p> | <p>一般社団法人北海道機械工業会が行う次に掲げる事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p> <p>(1) 参入促進支援事業 (2) 産業技術開発促進事業 (3) 人材育成確保事業 (4) 人件費</p> <p>なお、次に掲げる経費は補助対象外とする。</p> <p>(1) 交際費 (2) 食糧費(茶菓は除く。) (3) 備品購入費</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第8号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第21号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月21日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |
| <p>16 北海道原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業 原子力発電施設等の周辺地域における企業の立地を支援するため、立地する企業に対し、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費について、予算</p> | <p>一般財団法人電源地域振興センター</p> | <p>一の半期(4月1日から6月ごとの期間をいう。)において、一般財団法人電源地域振興センターが行う企業立地支援事業に要する経費</p> <p>(1) 事業費 立地企業に対する給付金の交付に要する費用</p> <p>(2) 一般事務費 前項に掲げる給付金の交付を行うための費用で、次に掲げるもの</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第39号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第40号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 上期 平成29年7月14日 下期 平成30年1月15日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|----------------------------------|--|---|---|--|--|
| <p>の範囲内において補助する。</p> | | <p>ア 人件費 イ 印刷製本費 ウ 旅費 エ 通信運搬費 オ 消耗品費 カ 雑費 キ 賃借料</p> | | | | | | |
| <p>17 中核的人材育成促進事業 食関連産業及び健康長寿関連産業の振興に向け、企業等が中途採用者に対して実施する中核的人材の育成に必要な研修など様々な人材育成の取組を支援し、良質で安定的な雇用の創造をはかることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p> | <p>道内に本社を有し、次のいずれかに該当する者で、次の新設又は増設計画について国、北海道又は市町村による承認、指定又は補助金、税制上の優遇措置等の支援を受けた、受けている又は受ける予定である者とする。ただし、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力強化に関する条例(北海道条例第68号)に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く。 (1)道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等の操業に必要な従業員を道内に雇用した又は雇用する企業 (2)道内に工場等を有し、設備投資又は従</p> | <p>工場等における生産等の事業の拡張等に伴って必要であり、かつ、道内で雇用した従業員(中途採用者)を対象として実施する人材育成事業で、次に掲げるいずれか又は両方に該当する事業に要する経費で次に掲げるもの (1)中途採用者を専門的技術・知識を有する中核的人材に育成するために独自にカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う自社研修の開催、道内外の先進企業、研究機関及び資格取得のために必要な研修への派遣等を行う研修事業 (2)中核的人材の育成に向けた取組の一環として自社で実施する入社時の研修事業 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>10/10以内 ※100万円を限度とする。</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|--|----------|--|--|--|--|--|
| | 業員の増設計画を有する企業 | | | | | | | |
| 18 事業化資金貸付事業貸倒引当金補助金 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施している事業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に対し、予算の範囲内で補助する。 | 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター | 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが実施している事業化資金貸付事業に係る貸倒引当金の繰入に要する経費 | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月21日 提出先 経済部産業振興局産業振興課 | | |
| 19 休廃止鉱山鉱害防止事業 休廃止鉱山の坑廃水処理義務者が行う鉱害防止事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱(昭和46年7月13日付け46保第789号)第22条に規定する鉱業権の消滅している鉱山及び鉱業権は存続しているが、採掘活動を終了した後、長期間が経過し、かつ、今後採掘活動が再開される見込みのない鉱山において坑廃水処理事業を行う者 | 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(休廃止鉱山鉱害防止工事費)交付要綱に基づき、北海道産業保安監督部長が算定した坑廃水処理補助対象経費 | 4分の1以内 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 20 特定発電所周辺地域交付金事業 特定発電所の立地町村及びこれと密接な関係を有する町村が実施する立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に対し予算の範囲内で補助す | 特定発電所の所在市町村、隣接市町村及び隣々接市町村 | 特定発電所の所在市町隣接市町村及び隣々接町村が行う立地地域対策促進事業、地域活性化事業及び基金造成事業に要する経費 | 10分の10以内 | 経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) | 経済第2号様式 経済第4号様式 (立地地域対策促進事業及び地域活性化事業の場合に限る。) 経済第6号様式 (立地地域対策促進事業の場合に限る。) | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|------------------------------|--|----------------------|--|--|--|
| る。 | | | | 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | | | |
| 21 電源立地地域対策交付金事業 原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため、予算の範囲内で補助する。 | 電源立地地域対策交付金交付規則(平成23年文部科学省経済産業省告示第1号)に規定する公共用施設の整備等を行う市町村及び一部事務組合 | 地域振興計画作成等措置、発電用施設温排水有効利用措置、発電用施設温排水有効利用実証調査等措置、発電用施設温排水影響事業支援措置、発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置、公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置、企業導入・産業活性化措置、福祉対策措置、地域活性化措置、給付金加算等措置に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1)事業費 工事費、用地費及び補償費、調査設計費、設備費、調査費、広報費及び研修費、維持運営費、事業運営費、附帯雑費、一般事務費 (2)補助金 補助金、一般事務費 (3)出資金 出資金、一般事務費 (4)貸付金 貸付金、一般事務費 (5)基金造成費((3)に掲げるものを除く。) 事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金、維持運営基金、一般事務費 (6)給付金事業助成費 給付金加算等助成費、一般事務費 | 電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内 | 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第42号様式の1 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| | 電源立地地域対策交付金交付規則に規定する原子力立地給付金交付事業を行う者 | 原子力立地給付金交付事業に要する次の経費のうち、次に掲げる経費給付金事業助成費(給付金加算等助成費、一般事務費) | 電源立地地域対策交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内 | 経済第7号様式 経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第42号様式の2 | 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 22 石油貯蔵施設立地 | 石油貯蔵施設 | 次の事業に要する経費のうち | 石油貯蔵施設 | 経済第7号様式 | 経済第20号様式 | 提出部数 3部 | | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|--|--|--|---|--|--|
| <p>対策等交付金事業 石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)に規定する公共用施設の整備を行う市町村、公共性格の強い組合又は法人</p> | <p>ち、知事が適当と認めるもの (1)昭和53年4月1日以降に石油貯蔵施設の新設又は増設に伴って市町村、公共性格の強い組合又は法人が行う公共用施設の整備に要する経費 (2)1市町村に現に存する石油貯蔵施設の貯蔵量の合計量が10万キロリットル以上の場合に市町村、公共性格の強い組合又は法人等が行う公共用施設の整備に要する経費</p> | <p>立地対策等交付金交付規則で定める交付限度額の範囲内</p> | <p>経済第9号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p> | <p>経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>23 リサイクル産業創出事業 本道における新たなリサイクル産業の創出、産業廃棄物の循環的利用の促進を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する者(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他団体を含む。) (2)全構成員の半分を(1)に掲げる者が占めるグループで、かつ(1)に掲げる者が代表者となるもの</p> | <p>次に該当する事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、次に該当する事業に要する経費のうち、特許実施費、外注委託費、人件費、展示会展経費及びその他知事が必要と認める経費) (1)市場投入に先立ち行う実証実験(試作品作成を含む。)又は市場調査 (2)リサイクル製品(試作品)の改良 (3)展示会を活用したニーズ調査又は戦略(事業計画)策定のために行う調査(前号の事業と同時に実施する場合に限る。)</p> | <p>①道内に主たる事務所を置く中小企業等、又は、全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ 4分の3以内 ②①以外 2分の1以内 (500万円を限度とする。市場調査のみの場合は200万円を限度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>24 戦略的省エネ促進事業 民間活力の活用や道民の自主的な活動を支援することにより、省エネ促進の加速化を図ることを目的として、予算の範囲内において補助す</p> | <p>道内に主たる事務所又は事業所を有する事業者(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続</p> | <p>モデル性の高い省エネ技術等の導入可能性に関する調査事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が特に必要</p> | <p>2分の1以内、(300万円を上限とする。) 小規模企業(常用雇用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|---|--|--|
| る。 | 的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) | と認めた経費 | 事業として営む者については5人以下)は、3分の2以内(100万円を上限とする。) | | | | | |
| <p>25 先進的エネルギー関連技術開発支援事業</p> <p>本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び道内技術シーズを活かし、道内の大学等と連携して行う先進的なエネルギー関連技術の研究及び開発を支援することにより、道内の省エネ・新エネ化を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として予算の範囲内において補助金を交付する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) (2)全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体</p> | <p>本道の豊かな自然や資源、技術シーズを活用し、エネルギー関連技術の研究及び開発を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1)研究開発費 ア 原材料・副材料費 イ プラント・機械装置費 ウ 技術導入費 エ 特許実施費 オ 外注委託費 (2)人件費 (3)その他知事が必要と認める経費</p> | <p>3分の2以内、知事が別に指定する分野は4分の3以内(いずれも1,000万円を限度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>26 先進的エネルギー関連製品開発支援事業</p> <p>本道の豊かな自然や多様なエネルギー資源及び道内技術シーズを活かした先進的なエネルギー関連技術の製品化を支援することにより、道内の省エネ・新エネ化を促進し、環境産業の振興を図ることを目的として予算の範囲内において補助</p> | <p>次のいずれかに該当する者 (1)道内に主たる事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動</p> | <p>本道の豊かな自然や資源、技術シーズを活用したエネルギー関連技術の製品開発を行う事業に要する経費で次に掲げるもの (1)製品開発費 ア 原材料・副材料費 イ 機械装置費 ウ 技術導入費 エ 特許実施費 オ 外注委託費 (2)人件費 (3)その他知事が必要と認める経費</p> | <p>3分の2以内、知事が別に指定する分野は4分の3以内(いずれも300万円を限度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|-----------------------|--|---|--|------------------|--|
| 金を交付する。 | 行う法人その他の団体を含む。) (2) 全構成員の過半数を(1)に掲げる者が占め、かつ(1)に掲げる者が代表者となる共同体 | | | | | | | |
| 27 次世代エネルギープロジェクト事業化推進事業 積雪寒冷地特有の製品や技術開発を進める道内外企業によるプロジェクトの促進等を支援することにより、道内への実証プロジェクト誘致や道内企業の道外プロジェクトへの参画など、本道環境産業の振興に資することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。 | 次のいずれかに該当する者 (1) 道内に事務所又は事業所を有する法人(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。) (2) (1)に掲げる者が代表者となる複数事業者による共同体 | 道内の事業者が開発した製品や技術を核として、複数事業者が連携し、それぞれの製品や技術を組み合わせた製品開発を行う事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 原材料費・副材料費 (2) 機械装置費 (3) 技術導入費 (4) 特許実施費 (5) 外注委託費 (6) その他知事が必要と認める経費 | 2分の1以内(1,000万円を限度とする) | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室 | | |
| 28 広報・調査等交付金事業 原子力発電施設等の周辺住民に対する原子力発電に関する知識の普及や周辺住民の生活に及ぼす影響に関する調査等に対し、予算の範囲内で補助する。 | 市町村 | 広報・調査等事業に要する経費のうち、総合振興局長又は振興局長が必要かつ適当と認めるもの | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式 | 提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 宗谷総合振興局 | 総合振興局長 又は振興局長 | |
| 29 地域新エネルギー導入加速化調査支援 | 次のいずれかに該当する者と | 新エネビジョン等に位置づけられているプロジェクトや事 | 2分の1以内(300万円を上 | 経済第2号様式 経済第7号様式 | 経済第2号様式 経済第10号様式 | 提出部数 1部 提出期限 | 総合振興局長 又は振興局長 | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|------------------------------------|---|--|---|--------------------------|--|
| <p>事業地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネビジョン等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>する。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体 その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>限とする。)</p> | <p>経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p> | <p>経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | | |
| <p>30 地熱資源利用促進事業 地域に賦存する地熱や温泉熱資源を有効活用し、地域振興に資する取組の促進を図るため、地域が行う地熱発電や温泉熱利用を目的とした地熱井等の調査に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体 その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>地熱資源を発電や熱利用で活用を図り地域振興に資することを目的とする地熱井等の調査事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、工事請負費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>3分の2以内 (1,200万円を上限とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>31 新エネルギー設計支援事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネビジョン等」という。）に基づいた新エネルギー設備の導入を前提とした設計に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体 その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>2分の1以内 (500万円を上限とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>32 新エネルギー導入支援事業（地熱井掘削支援） 地域に賦存する地熱</p> | <p>市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その</p> | <p>地熱資源を小規模地熱発電や熱利用での活用を目的とする地熱井の掘削事業に要する経費で次に掲げるもの</p> | <p>3分の2以内 (5,000万円を上限とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|---|--|--|
| <p>資源の有効活用を図り地域振興に資するため、地域が行う小規模地熱発電や熱利用を目的とした地熱井の掘削に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、備品購入費、工事請負費、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、委託料、賃金、その他知事が特に必要と認めた経費</p> | | <p>経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>33 新エネルギー導入支援事業（設備導入支援） 地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速するため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>地域経済の活性化や地域振興への波及効果の高い設備の導入事業に要する経費で次に掲げるもの 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>次の(1)又は(2)のうち、いずれか高い額 (1)補助対象経費の1/2 (2)新エネルギー導入量を原油換算し、交付単価(35万円/kL)を乗じた額と補助対象経費の合計額のいずれか低い額 (1,500万円を上限とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>34 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業 エネルギー自給・地域循環の取組を促進するため、地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的・効率的に利用し、地域におけるエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>次のいずれかに該当する者とする。 (1)市町村（複数の市町村で構成された共同体を含む。） (2)市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認めた者で構成された共同体</p> | <p>地域の有するエネルギー資源を活用し地域で消費する取組又は街区や大型施設におけるエネルギーの効率的利用の取組に要する経費で次に掲げるもの 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費その他知事が特に必要と認めた経費</p> | <p>10分の10以内 (1億円に事業計画の年度数を乗じた額を上限とし、事業期間は複数年度とし、最長5カ年度とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>35 地域資源活用基盤整備支援事業 地域が有するエネルギー資源の最大限</p> | <p>次のいずれかに該当する者とする。 (1)道内に主た</p> | <p>新エネルギー設備を導入するために必要な系統に接続するための送電線の整備事業（付随する設備工事を含む）</p> | <p>2分の1以内 (1,000万円を上限とする。)</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第7号様式 経済第10号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第4号様式 経済第10号様式 経済第20号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| <p>活用を図るため、地域や事業者が行う新エネルギーの導入拡大を目的とした送電線の整備に対して、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>る事務所又は事業所を有する法人 (2) 市町村（複数の市町村も含む。）と法人及び任意団体その他知事が適当と認められた者で構成された共同体</p> | <p>む。)に要する経費で次に掲げるもの 工事請負費、旅費、消耗品費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費その他知事が特に必要と認めた経費</p> | | <p>経済第11号様式 経済第23号様式別に指示する様式</p> | <p>経済第22号様式別に指示する様式</p> | <p>経済部産業振興局環境・エネルギー室</p> | | |
| <p>36 北海道宇宙科学技術創成センター活動支援事業費補助金 本道の航空宇宙関連研究開発の道民への普及・啓発活動、道内への宇宙関連実験・研究の誘致活動に要する経費を補助することにより、道内産業の活性化や道民の科学技術への理解増進など、道民生活の向上に資することを目的とする。</p> | <p>特定非営利活動法人北海道宇宙科学技術創成センター</p> | <p>講演会・セミナー事業、地域活動推進事業及び研究開発事業に要する経費。ただし委託費を除く。</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年5月12日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |
| <p>37 北海道大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金 北海道大学連携型起業家育成施設に入居する者に対し、当該施設の利用に係る経費の一部を補助することにより、起業や新規事業展開を促進し、もって本道産業の振興を図ることを目的とする。</p> | <p>北海道大学連携型起業家育成施設の一部を賃借し入居している者であって、大学若しくは高等専門学校の研究に活用して研究開発等を行う者又は大学若しくは高等専門学校と連携して研究開発等を行う者のうち、起業又は新事業展開を図ろうとする中小企業者で、道内に事業所等を有する者</p> | <p>北海道大学連携型起業家育成施設の入居に係る賃料。ただし、消費税及び地方消費税並びに入居者が別途負担する光熱水費等は含まないものとする。</p> | <p>1月につき、入居する居室の床面積の合計（1平方メートル未満の端数は切り捨てる。）に、居室の使用形態及び入居年数の区分に応じ、次に掲げる額を乗じて得た額以内 1 2以外を使用の場合 入居年数1～5年まで 300円 2 給排水可能な実験室を使</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|----------|---|----------------|---|---------|---------|---------|--|
| 38 | イノベーション創 | 公益財団法人北 | 1 補助事業者が、次に掲げる | 2分の1以内 | 経済第2号様式 | 経済第2号様式 | 提出部数 1部 | |
| 又は施設退去後に道内に事業所等を設置する計画がある者。ただし次に掲げるものを除く。 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 単一の大企業からの出資が、資本金の2分の1以上を占めている中小企業者 2 複数の大企業からの出資が、資本金の3分の2以上を占めている中小企業者 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1を占めている中小企業者 4 施設に入居後2年以内に事業化に係る法人を設立する計画のない個人 5 入居者の起業等を支援する目的で入居する者 6 当初入居開始の日から起算して、5年を経過している者 7 道税を滞納している者 8 その他知事が交付対象と認めない者 | | <p>用の場合</p> <p>(1) 入居年数1～3年まで 600円</p> <p>(2) 入居年数4～5年まで 300円</p> | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|------------------------------|---|-----------------|---|--|---|--|--|
| <p>出研究支援事業費補助金 北海道の大学・試験研究機関等の優れた研究シーズ、地域資源等の活用を図る研究開発等に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、本道産学官連携の基盤形成を推進するとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p> | <p>北海道科学技術総合振興センター</p> | <p>事業を行う大学等試験研究機関等に所属する研究者、中小企業者に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) スタートアップ研究補助金 (2) 発展・橋渡し研究補助金 2 補助事業者が1の(1)及び(2)の事業に係る課題募集・選考及びフォローアップを行うために要する経費のうち次に掲げるもの (1) 研究課題の募集に要する経費 (2) 研究課題の選考に要する経費 (3) アドバイザーの委嘱等に要する経費 (4) 技術動向調査に要する経費 (5) 事業推進委員会等の開催に要する経費 (6) 事業成果の広報・成果発表会開催に要する経費 (7) その他特に必要と認められる経費</p> | | <p>経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出期限 採択課題決定の日から14日以内 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |
| <p>39 地域産学官AI/IoT実証モデル事業費補助金交付要綱 人工知能(AI)関連技術やインターネット・オブ・シングス(IoT)活用関連技術に関し、北海道の大学等試験研究機関と民間企業等との産学官連携による研究成果を活用した先導的な実証システムを構築するために要する経費及びこれらをマネジメントするための経費を予算の範囲内で補助することにより、本道</p> | <p>公益財団法人北海道科学技術総合振興センター</p> | <p>1 AI/IoTに関する研究成果を活用した実証システムの構築に要する経費 補助事業者が、道内の大学等試験研究機関・民間企業等に対し委託するAI/IoTに関する研究成果を活用した実証システムを構築するために要する経費 2 補助事業者が1の事業に係るマネジメントに要する経費 (1) 人件費 (2) 消耗品費 (3) 旅費 (4) 謝金 (5) 会議開催費 (6) 使用料・賃借料 (7) 役務費 (8) 調査等委託費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|------------------------------|---|-----------------|--|--|--|--|--|
| <p>における地域課題の解決を図るとともに、北海道経済の自立・発展及び道民生活の向上に資することを目的とする。</p> | | <p>(9) 印刷製本費 (10) 通信運搬費 (11) その他特に必要と認められる経費</p> | | | | | | |
| <p>40 北海道中小企業総合支援センター補助金 中小企業者が、国が実施する地域中小企業外国出願事業を活用し、外国への特許出願等を行う際に、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが開催する委員会等への経費を補助し、道内中小企業者への国際的な事業展開を支援することを目的とする。</p> | <p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p> | <p>1 委員謝金 2 委員旅費 3 会議費 4 調査費 5 印刷製本費 6 資料購入費 7 通信運搬費 8 消耗品費</p> | <p>2分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月28日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |
| <p>41 函館地域産業振興財団補助事業 公益財団法人函館地域産業振興財団の高度技術普及事業を促進することにより、新商品開発や新事業の創出、技術の高度化を図り、もって地域経済の活性化に寄与するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益財団法人函館地域産業振興財団</p> | <p>公益財団法人函館地域産業振興財団が行う補助事業に要する経費のうち、人件費（人件費、管理費等の名称にかかわらず、人の雇入れに係る給料、諸手当、社会保険料、健康診断料等の経費。）旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他知事が特に必要と認める経費 (1) 研究開発事業 (2) 高度技術普及事業 (3) 維持運営事業</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月10日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |
| <p>42 技術ブランディング支援事業費補助金 地方創生拠点整備交付金による北海道立工業技術センターの機能強化事業の効果を促進することにより地域経済の活性化に寄与するため、</p> | <p>公益財団法人函館地域産業振興財団</p> | <p>公益財団法人函館地域産業振興財団が行う補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、その他知事が特に必要と認める経費</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月10日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p> | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|--------------------------|--|---------------------------------|---|--|--|
| 補助対象事業者が取り組む技術支援等に係る経費の一部を補助する。 | | | | | | | | |
| 43 高齢者労働能力活用事業 高齢者等の雇用の機会及び多様な就業機会の確保・提供を図るため、シルバー人材センター会員間の調整、業務未実施地域での就業機会の確保・提供、普及・啓発等を全道的、組織的に行うシルバー人材センター連合事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会 | 高齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター連合事業）の実施に要する経費のうち、北海道労働能力活用事業費補助金交付要綱の別表に掲げる経費 | 2分の1以内（7,801千円を限度とする。） | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月17日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課 | | |
| 44 職業病・労働災害対策事業 産業医の活動を強化し、職業病の健診、治療対策を促進するため、予算の範囲内で補助する。 | 一般社団法人北海道医師会 | 一般社団法人北海道医師会が行う産業医研修・講習会の開催に要する経費 | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月18日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課 | | |
| 45 中小企業勤労者福祉対策事業 労働者の福祉の向上を図るため、北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業に対し、予算の範囲内で補助する。 | 北海道労働者福祉協議会 理事長 工藤 和男 | 北海道労働者福祉協議会が行う啓発推進事業及び相談支援事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 労働福祉啓発推進に要する経費 (2) 労働福祉相談支援に要する経費 | 定額 | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 平成29年4月17日 提出先 経済部労働政策局雇用労政課 | | |
| 46 地域人材開発センター事業 地域における人材育成の振興を図るため、地域人材開発センターの運営に対し、予算の範囲内で補助する。 | 道立技術専門学院再編整備計画に基づき、産業の発展を支える、地域における人材育成の拠点施設として転換した地域人材 | 地域人材開発センターが行う講習・講座、貸館事業に要する次の経費（事業内職業訓練運営費補助金の交付対象となる認定職業訓練、機動職業訓練及びその他の委託事業に係るものを除く。） (1) 人件費 | 2分の1以内（知事が別に定める額を限度とする。） | 経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式 | 経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部労働政策局人材育成課 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|--|-----------------|--|---|--|--|--|
| | <p>開発センターを運営する一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人又は職業訓練法人</p> | <p>(2)報償費 (3)旅費 (4)消耗品費 (5)教材費 (6)光熱水費 (7)燃料費 (8)印刷製本費 (9)修繕費 (10)役務費 (11)委託料 (12)使用料及び賃借料 (13)備品購入費 (14)負担金 (15)公課費</p> | | | | | | |
| <p>47 次世代人材職業体験推進事業 専修学校を活用した中学生対象の職業体験事業を通じ、若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>公益社団法人北海道私立専修学校各種学校連合会</p> | <p>次世代人材職業体験推進事業に要する経費のうち、負担金及び知事が必要かつ適当と認めるもの</p> | <p>10分の10以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月28日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p> | | |
| <p>48 技能向上育成対策事業 技能士の資質の向上を図るとともに、社会的地位の確立及び後継者を育成するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>一般社団法人北海道技能士会</p> | <p>一般社団法人北海道技能士会が実施する事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの 事業費 (1) 人件費 (2) 全道技能士大会実施費 (3) 技能士会組織強化促進費 ア 地方技能士会組織強化促進費 イ 地方技能士大会実施費 (4) 技能士資質向上促進費 ア 職種別研修会実施費 イ 全道青年技能士研修会実施費 ウ 技能交流派遣実施費 (5) 技能士重用制度促進費 (6) 広報活動費</p> | <p>3分の1以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 平成29年4月28日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p> | | |

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---------------|--|--|--|--------------------------|--|
| <p>49 技能検定試験等実施事業 技能労働者の技能と社会的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>北海道職業能力開発協会</p> | <p>1 技能検定試験等の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。 (1) 技能検定関係事業に要する経費 (2) 技能競技大会関係事業に要する経費 (3) 職業能力開発促進大会等関係事業に要する経費 2 上記1の事業の実施に要する管理経費 (1) 職員の人件費 (役員報酬は除く。) (2) 一般管理運営費 (交際費は除く。)</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 経済第35号様式 経済第36号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 経済第36号様式 経済第38号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p> | | |
| <p>50 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>平成29年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者(ただし、私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。)</p> | <p>介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 人件費 (退職金を除く。) (2) 教育研究・管理経費 (食糧費を除く。) (3) 設備関係経費 (4) 借入金等利息</p> | <p>定額</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p> | | |
| <p>51 事業内職業訓練設備整備事業 事業内職業訓練の充実向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第24条第1項の認定を受けた中小企業主の団体</p> | <p>集合して行う認定職業訓練に供するための設備の設置又は整備に要する経費</p> | <p>3分の2以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 経済第33号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第30号様式</p> | <p>提出部数 正副3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |
| <p>52 事業内職業訓練運営費補助事業</p> | <p>職業能力開発促進法第24条第1</p> | <p>集合して行う認定職業訓練に要する経費のうち、次に掲</p> | <p>3分の2以内</p> | <p>経済第2号様式 経済第7号様式</p> | <p>経済第2号様式 経済第20号様式</p> | <p>提出部数 正副2部</p> | <p>総合振興局長 又は振興局長</p> | |

| | | | | | | | | |
|--|--|---|-------------------------------------|---|------------------------------|---|--|--|
| <p>事業内職業訓練の振興及び技能労働者の育成確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>項の規定に基づく認定を受けた職業訓練を実施する職業能力開発促進法第13条に規定する事業主等</p> | <p>げるもの (1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員（訓練に関する企画、管理等の業務を担当する職員）の謝金、手当に要する経費 (2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の設備に要する経費 (3) 職業訓練指導員の研（校内研修）及び訓練生の合学習に要する経費 (4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費 (5) その他管理運営に要する経費で別途定める経費</p> | | <p>経済第10号様式 経済第23号様式 経済第28号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済第30号様式</p> | <p>提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p> | | |
| <p>53 自動車整備士及び建設関連人材育成補助金 自動車整備及び建設関連企業に就労（非正規及び正規）している従業員を自動車整備士を養成する専修学校や、高等技術専門学院建築技術科に派遣し、教育訓練の受講に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>道内に自動車整備関連事業所または建設関連事業所を有する中小企業の事業主</p> | <p>派遣する専修学校の学費相当額 派遣先の高等技術専門学院または専修学校の授業出席時間数に応じた賃金相当額</p> | <p>2分の1以内 1単位あたり 800円</p> | <p>経済部2号様式 経済部7号様式 経済部10号様式 経済部11号様式 経済部23号様式 別に指示する様式</p> | <p>経済部2号様式 経済部20号様式</p> | <p>提出部数1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局人材育成課</p> | | |